令和２年１２月１０日

令和２年 第４回定例会
環境水道委員会
資　料

環　　境　　局

【環境水道委員会審議】

＜その他案件＞

議第　　351　号
指定管理者の指定について（共同利用施設託麻東部会館）・・P3
議第　　352　号
指定管理者の指定について（西部交流センター）　　・・・P5
議第　　353　号
指定管理者の指定について（三山荘）　　・・・P7
議第　　354　号
指定管理者の指定について（東部交流センター）　　・・・P9

＜所管事務報告案件＞

１.熊本市緑の基本計画の改定について（素案）　　・・・P11
２.新型コロナウイルスの検査機器について　　・・・P21
３.土壌汚染対策法に基づく届出漏れに対する対応について・P23

※当資料の頁番号（P3～P9）には、議案書の頁番号を併記しています。

環境水道委員会審査分

議　　第　３５１　号

令和 ２ 年１１月３０日提出

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長　　大　西　一　史

１　施設の名称　　熊本市共同利用施設託麻東部会館

２　指定管理者　　熊本市東区戸島町８５３番地４

熊本市共同利用施設託麻東部会館管理運営委員会

会長　徳永　則昭

３　指 定 期 間　　自　令和３年４月１日

至　令和６年３月３１日

（提出理由）

熊本市共同利用施設託麻東部会館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市共同利用施設託麻東部会館　指定管理者（候補者）の選定結果について

熊本市共同利用施設託麻東部会館の指定管理者（候補者）の選定については、令和２年(2020 年)１０月１２日に開催した環境局指定管理者候補者選定委員会の審査等を踏まえ、下記のとおり、指定管理者の候補者を選定いたしました。

記

１　選定委員会の委員構成

	氏名	所属、役職
会長	三島　健一	熊本市環境局長
委員	井寺　美穂	熊本県立大学総合管理学部准教授
委員	藤本　愛英	キャリアコンサルタント
委員	本田　昌浩	熊本市環境局環境推進部長
委員	上妻　賢治	熊本市環境局資源循環部長

（敬称略）

２　申請団体

熊本市共同利用施設託麻東部会館管理運営委員会

３　選定結果

熊本市共同利用施設託麻東部会館管理運営委員会を候補者として選定

【選定結果】

申請団体	熊本市共同利用施設 託麻東部会館管理運営委員会
資格審査	合格
申請価格（税抜）	859,091 円
価格審査の得点	600.0 点
項目審査の得点	797.0 点
総合評価の得点	1,397.0 点

※　詳細は別紙項目評価表によります。

※　2,000 点満点（400 点×選定委員 5 名）

議　　第　３５２　号

令和 ２ 年１１月３０日提出

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長　　大　西　一　史

１　施設の名称　　西部交流センター

２　指定管理者　　西部交流センター管理運営共同企業体

代表者　熊本市南区江越１丁目１４番１０号

株式会社　パブリックビジネスジャパン

代表取締役　萩原　宣

熊本市東区戸島町２８７４番地

有価物回収協業組合　石坂グループ

代表理事　石坂　孝光

３　指 定 期 間　　自　令和３年４月１日

至　令和６年３月３１日

（提出理由）

西部交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

西部交流センター　指定管理者（候補者）の選定結果について

西部交流センターの指定管理者（候補者）の選定については、令和２年(2020 年) ７月１３日から指定管理者の募集、選定を行ってきましたが、令和２年(2020 年) １０月１２日に開催した環境局指定管理者候補者選定委員会の審査等を踏まえ、下記のとおり、指定管理者の候補者を選定いたしました。

記

１　選定委員会の委員構成

	氏名	所属、役職
会長	三島　健一	熊本市環境局長
委員	井寺　美穂	熊本県立大学総合管理学部准教授
委員	藤本　愛英	キャリアコンサルタント
委員	本田　昌浩	熊本市環境局環境推進部長
委員	上妻　賢治	熊本市環境局資源循環部長

（敬称略）

２　申請団体

西部交流センター管理運営共同企業体

Ｂ社

※　選定委員会では申請団体が特定されないように、企業名等を伏せ、無作為に記号を付け審査を行っています。

３　選定結果

西部交流センター管理運営共同企業体を候補者として選定

【選定結果】

申請団体	西部交流センター 管理運営共同企業体	Ｂ社
資格審査	合格	合格
申請価格（税抜）	140,652,000 円	136,620,000 円
価格審査の得点	583.0 点	600.0 点
項目審査の得点	1,198.0 点	973.0 点
総合評価の得点	1,781.0 点	1,573.0 点

※　詳細は別紙項目評価表によります。

※　2,000 点満点（400 点×選定委員５名）

議　　第　３５３　号

令和 ２ 年１１月３０日提出

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長　　大　西　一　史

１　施設の名称　　三山荘

２　指定管理者　　熊本市東区戸島町２５７３番地

熊本市戸島地域環境保全協議会

会長　江藤　新一

３　指 定 期 間　　自　令和３年４月１日

至　令和６年３月３１日

（提出理由）

三山荘の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市余熱利用施設三山荘　指定管理者（候補者）の選定結果について

熊本市余熱利用施設三山荘の指定管理者（候補者）の選定については、令和２年(2020年)１０月１２日に開催した環境局指定管理者候補者選定委員会の審査等を踏まえ、下記のとおり、指定管理者の候補者を選定いたしました。

記

１　選定委員会の委員構成

	氏名	所属、役職
会長	三島　健一	熊本市環境局長
委員	井寺　美穂	熊本県立大学総合管理学部准教授
委員	藤本　愛英	キャリアコンサルタント
委員	本田　昌浩	熊本市環境局環境推進部長
委員	上妻　賢治	熊本市環境局資源循環部長

（敬称略）

２　申請団体

熊本市戸島地域環境保全協議会

３　選定結果

熊本市戸島地域環境保全協議会を候補者として選定

【選定結果】

申請団体	熊本市戸島地域環境保全協議会
資格審査	合格
申請価格（税抜）	42,780,000 円
価格審査の得点	600.0 点
項目審査の得点	895.0 点
総合評価の得点	1,495.0 点

※　詳細は別紙項目評価表によります。

※　2,000 点満点（400 点×選定委員５名）

議　　第　３５４　号

令和 ２ 年１１月３０日提出

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長　　大　西　一　史

１　施設の名称　　東部交流センター

２　指定管理者　　東部交流センター管理運営共同企業体

代表者　熊本市南区江越１丁目１４番１０号

株式会社　パブリックビジネスジャパン

代表取締役　萩原　宣

熊本市東区戸島町２８７４番地

有価物回収協業組合　石坂グループ

代表理事　石坂　孝光

３　指 定 期 間　　自　令和３年４月１日

至　令和８年３月３１日

（提出理由）

東部交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号)第２４４条の２第６項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

東部交流センター　指定管理者（候補者）の選定結果について

東部交流センターの指定管理者（候補者）の選定については、令和２年(2020 年) ７月１３日から指定管理者の募集、選定を行ってきましたが、令和２年(2020 年) １０月１２日に開催した環境局指定管理者候補者選定委員会の審査等を踏まえ、下記のとおり、指定管理者の候補者を選定いたしました。

記

１　選定委員会の委員構成

	氏名	所属、役職
会長	三島　健一	熊本市環境局長
委員	井寺　美穂	熊本県立大学総合管理学部准教授
委員	藤本　愛英	キャリアコンサルタント
委員	本田　昌浩	熊本市環境局環境推進部長
委員	上妻　賢治	熊本市環境局資源循環部長

（敬称略）

２　申請団体

東部交流センター管理運営共同企業体

※　選定委員会では申請団体が特定されないように、企業名等を伏せ、無作為に記号を付け審査を行っています。

３　選定結果

東部交流センター管理運営共同企業体を候補者として選定

【選定結果】

申請団体	東部交流センター管理運営共同企業体
資格審査	合格
申請価格（税抜）	147,000,000 円
価格審査の得点	600.0 点
項目審査の得点	1,193.5 点
総合評価の得点	1,793.5 点

※　詳細は別紙項目評価表によります。

※　2,000 点満点（400 点×選定委員 5 名）

熊本市緑の基本計画　改定　　素案（概要）

第1章　計画策定の趣旨

■計画策定の趣旨

緑の基本計画は、熊本市が「森の都」の名にふさわしい緑豊かな都市環境を創造するための、緑の保全や緑化の推進、都市公園等の整備、管理に関する計画です。市民、事業者、行政が一体となって取り組む、緑豊かなまちづくりの指針となるものです。

■計画策定の背景

本計画策定後15年の間に、大きく変化した社会情勢に対応する緑のまちづくりの検討が必要になりました。

熊本市は、歴史文化と自然環境の恵みにあふれたまちです。これまで風致地区や自然公園等の指定により緑の保全に取り組んできました。また、公園の整備等を進めるなど、主に緑の「量」の確保に努めてきました。しかしながら、これからは、緑の「量」の充実に加えて、官民が一体となって、公園、街路樹、学校等の公共施設の維持管理や住宅地等に整備、保全されてきた緑の「質」の向上を図り、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」の実現を目指していくことが必要です。

そこで、これらを実現することや社会情勢の変化に対応するため、緑の基本計画を改定します。

第2章　計画の位置づけと社会情勢の変化

■計画の位置づけ

■ 本計画の体系図

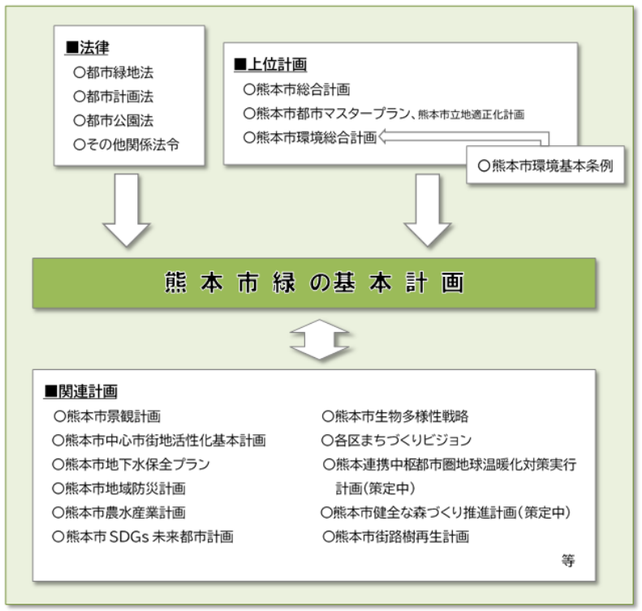

■社会情勢の変化

SDGs（Sustainable Development Goals）

SDGs（持続可能な開発目標）は、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために取り組む17の開発目標のことです。熊本市は令和元年（2019年）に「熊本市SDGs未来都市計画」を策定しています。

地球温暖化対策の推進

世界的に問題となっている地球温暖化対策へ貢献するため、熊本連携中枢都市圏では、2050年度温室効果ガス排出実質ゼロを目標にしており、都市緑化や森林整備においても取組む必要があります。

生物多様性

生物多様性とは、生物の種類、個性、様々な自然環境とそれに適応した生物からなる生態系のことをいい、本市では、平成28年（2016年）に「熊本市生物多様性戦略」を策定し、生物多様性に配慮したまちづくりに取り組んでいます。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるという考え方です。

熊本地震の教訓を踏まえた自然災害への対応

本市では、熊本地震により大きな被害を受け、市民の自然災害や防災への意識が高まっており、本計画においても防災機能を持つ公園や緑地等の整備など、熊本地震の教訓を踏まえた自然災害への対応が必要となっています。

都市緑地法と都市公園法の改正

平成29年（2017年）6月に都市緑地法と都市公園法等の一部が改正されました。民間活力による新たな整備手法として市民緑地制度や公募設置管理制度（Park-PFI）等が創設されました。

第3章　熊本市の緑の現状と課題

■緑の変遷

○緑被率の変化

・平成18年（2005年）から平成30年（2018年）にかけての緑被率の増加は、市町合併による影響が大きい

・旧市域（H18）においても緑被率は微増している

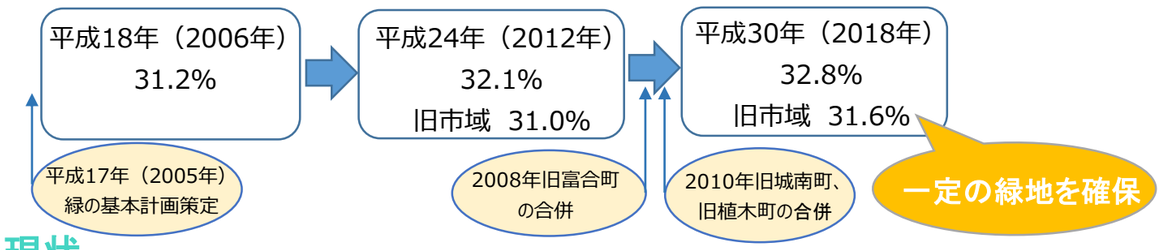

■緑の現状

○公共の緑地

・都市公園　　平成30年度の市民一人あたりの公園面積　9.67㎡（政令指定都市平均6.8㎡/人）

・道路　　国県道や市道の街路樹　中高木が約15,000本、低木で約150,000㎡

・学校　　平成31年（2019年）時点　緑被率18.6%

○法・条例等により保全された緑

金峰山県立自然公園、保安林、風致地区、農用地区域　19,461ha（本市面積に占める割合　約50%）

■市民意識（アンケート調査）

※郵送・WEBで実施　回答総数1,870通を集計

○緑への関心が高い方の割合　88%

○熊本市全体の緑への満足度　53%

○熊本らしい緑　「水前寺・江津湖周辺や八景水谷等の水辺の緑」「熊本城や花岡山等の中心市街地周辺の緑」

○居住地周辺の緑　「緑の量」への満足度　79%、「緑の質」への満足度　36%

○中心市街地の緑　「緑の量」への満足度　67%、「緑の質」への満足度　34%

○緑化や緑の保全活動への参加への関心度　66%

■基本理念

持続可能な「森の都」の実現

熊本は長く「森の都」と呼ばれ、多年にわたる市民の努力により豊かな緑量が確保されてきました。
しかしながら、社会情勢の変化の中で、市民の「緑」に対する価値観も多様化しています。
そこで、「緑の量」の充実はもとより、緑の持つ多面的な機能や効用などの「緑の質」の恩恵が、日々の暮らしの中でより実感でき、市民がそれを誇りに思えるような持続可能な「森の都」の実現を目指します。

■基本方針

基本方針の考え方
　基本理念にある、緑の質の向上した持続可能な「森の都」を実現するため、4つの課題に対応して4つの基本方針を設定します。

課　　題

課題１．緑の骨格の保全・管理

〇森林・竹林の適切な維持管理や整備
〇市街地周辺に広がる田園の保全
〇自然環境に配慮した水辺環境の形成
〇緑の保全による生物の生息環境の保全

課題２．上質な緑空間の形成

〇ヒートアイランド現象を緩和し、快適な生活環境を整える緑の創出
〇多様な主体との協働による民有地の緑の創出
〇賑わいと潤いのある中心市街地活性化に向けた緑の創出

課題３．地域の魅力や機能性を高める緑空間の活用

〇既存の森林・河川・公園等の活用
〇市民ニーズに対応し、協働による公園・街路樹の維持管理
〇熊本地震をはじめとした災害発生時の公園の活用
〇ふれあいの場やコミュニティ形成を図る場づくり

課題４．市民の参画と協働による緑のまちづくり

〇「参画と協働」による新たな緑化活動の展開や情報発信
〇市民活動団体の活動の活性化や「森の都」を築く人材育成
〇健康や生きがいにもつながる市民参加を促進するイベント・体験などの企画づくり

基　本　方　針

1　【緑を守る】豊かな自然の保全・共生
　金峰山等の山々、植木や阿蘇の西麓から連なる台地、白川、緑川等の河川、江津湖の水辺、有明海に面する海岸線等によって構成される自然や、市街地周辺の田園、鎮守の森等の大切に守られてきた身近な自然、緑を保全します。
　また、水源かん養域の保全や、生物多様性の確保を図ることによって、郷土の貴重な財産である水と緑、自然を次世代に継承する、「森の都」における人と自然環境の共存、共生を図ります。

2　【緑を育む】緑あふれる都市づくりに向けた緑の創出
　歴史や文化的景観を守りつつ、多様な主体との協働により、公共施設や住宅地、商業地等の民有地の緑化を推進します。
　中心市街地では緑化を推進し、賑わいとうるおいに満ちた魅力ある市街地を形成することによって、ヒートアイランド現象を緩和し、快適な生活環境を整え、「森の都」の顔となるまちの魅力を創出します。

3　【緑を活かす】様々な機能を持つ緑の活用
　公共施設や街路樹等の緑の活用により、良好な景観の形成、都市環境の維持・改善、安全性の向上を図ります。特に、公園は、官民連携による運営・維持管理を推進し、誰もが利用しやすく災害時にも役に立つ地域コミュニティ活動の場とします。
　森林等の緑は様々なレクリエーションの場、都市緑地や河川敷は、緑を身近に感じられる場所にするなど、「森の都」の多様な緑が持つ、様々な機能の活用を図ります。

4　【緑を繋げる】緑を支える人づくり・組織づくり
　緑のイベントや緑化に関する広報、情報発信を行い、緑に親しむ人を増やします。また、市民活動団体の活動や企業の社会貢献活動等に対する支援や、緑化活動のリーダーの育成を行い、誰もが気軽に緑化や維持管理に参加できる仕組みをつくります。
　このような市民との参画と協働の取組により、「森の都」を支える人づくり・組織づくりを行います。

■具体的な事業

放置竹林対策の取組の拡大　【新規】

放置竹林対策

・放置竹林対策の継続と取組面積の拡大を図ります。

特別緑地保全地区・緑地保全地域地区指定の調査・検討

環境保護地区（上南部町・下南部2丁目）

・候補地の景観、植生、動植物の生息状況等の自然環境や、土地所有者の現状等について調査を実施します。

街路樹等のグリーンインフラとしての活用検討　【新規】

NY市レインガーデンによるグリーンインフラの事例

・街路樹の雨水貯留機能を活用した樹木の生育や蒸発作用等による涼しい空間づくりなどグリーンインフラとしての活用に努めます。

公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した民間活力の導入による管理運営　【新規】

自動販売機を設置した公園

・新たな整備・管理手法である「公募設置管理制度（Park-PFI）」等の民間活力の導入を検討します。

市民参加の公園管理の検討　【新規】

・市民・事業者・行政が連携して公園の管理運営を行うなど、新たな手法を検討していきます。

基本方針１　緑を守る（豊かな自然の保全・共生）

【「緑を守る」検証指標と目標】

	平成 30 年(2018 年)	令和 12 年(2030 年)
市全体の緑被率 ①	32.8%	32.8% の確保に努める

【具体的な事業】

1　自然環境の基盤である森林や河川等の保全
- (1) 水源かん養域の保全や交流・連携の推進
- (2) 環境に配慮した河川整備の推進
- (3) 健全な森づくりの推進

2　身近な自然環境の保全
- (1) 地域制緑地等による緑の保全
- (2) 保存樹林・保存樹木の適正管理
- (3) 田園の保全

3　地球環境や生物多様性に配慮した自然環境の保全
- (1) 熊本市生物多様性戦略の推進
- (2) Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の視点の推進

基本方針２　緑を育む（緑あふれる都市づくりに向けた緑の創出）

【「緑を育む」検証指標と目標】

	令和 2 年(2020 年)	令和 12 年(2030 年)
17 箇所の緑視率の平均値	11.3%	第 1 目標　15% 以上（現況値が 15% 未満の箇所） 第 2 目標　25% 以上（17 箇所の平均値）
中心市街地に緑が多いと感じる市民の割合	66.8%	80% 以上

【具体的な事業】

1　効果的な公共施設等の緑の創出
- (1) 道路の緑化
- (2) 学校の緑化
- (3) その他の公共施設の緑化

2　多様な主体との協働による民有地の緑の創出
- (1) 民有地の緑化
- (2) 商業地の緑化
- (3) 工業地の緑化
- (4) 建築・開発時における緑の保全・創出
- (5) 緑を活用した景観まちづくりの推進

3　中心市街地において本市の顔となる緑の創出
- (1) 官民連携による緑化の推進
- (2) 中心市街地での各種緑化事業の推進
- (3) 緑化地域の指定に関する調査等

基本方針３　緑を活かす（様々な機能を持つ緑の活用）

【「緑を活かす」検証指標と目標】

	令和 2 年(2020 年)	令和 12 年(2030 年)
居住地周辺の緑の質に満足している割合	36.5%	40% 以上
中心市街地の緑の質に満足している割合	34.2%	40% 以上

【具体的な事業】

1　森林等の緑の機能の活用
- (1) 森林・竹林の維持管理と有効活用
- (2) 市民農園等の有効活用
- (3) 緑の適切な維持管理と活用

2　都市公園の魅力の向上
- (1) 公園の特性に応じた活用の推進
- (2) 既存公園の有効活用
- (3) 官民連携による公園の魅力の向上
- (4) 災害に役立つ公園づくり
- (5) 公園の新たな取り組みの検討

3　特色を生かした緑地の活用
- (1) 自然環境を保全・活用した都市緑地の整備

基本方針４　緑を繋げる（緑を支える人づくり・組織づくり）

【「緑を繋げる」検証指標と目標】

	令和 2 年(2020 年)	令和 12 年(2030 年)
公園愛護会等のボランティア団体数	616団体	630団体

【具体的な事業】

1　緑に親しみ学ぶことによる市民の緑化意識の高揚
- (1) 緑化に関する行事の開催・情報発信の充実
- (2) 市民や子どもたちの緑化意識の高揚・情操教育の充実

2　市民・事業者と行政の協働による緑化活動の展開の促進
- (1) 市民団体の活動促進
- (2) 緑化活動を通した健康づくり
- (3) 緑化技術の普及
- (4) 企業等の植樹活動推進

3　緑化推進のための組織運営の強化
- (1) 基金等の活用
- (2) 関係団体との連携

公共施設の緑化充実　★

壁面緑化

・壁面、屋上緑化、敷地内緑化、植栽帯や花壇の整備、駐車場における緑化ブロックを用いた緑化等による修景を行い、地域の緑化をけん引する緑の拠点づくりを行います。

壁面・屋上緑化助成制度の活用促進　★

屋上緑化

・中心市街地内における民有地の建物の立体的なスペースを利用した緑化を促進するため、他の市街化区域と比べて高い補助率の助成を行います。

ICT、AIなどを活用した市民参加型の緑化意識向上の取組　【新規】

・緑化意識向上のため、市民の方に緑視率調査（撮影、アプリによる緑視率算出）等に参加してもらえる取組を検討します。

デコレーション花壇コンテスト　【新規】

デコレーション花壇コンテスト

・市民が緑化を気軽に楽しみ、関心を深めてもらうため、まちなかに設けた花壇を自由にデコレーションしてもらうコンテストを実施します。

市民団体の活動促進

公園愛護会のふれあいづくり

・既存団体の活動の活性化に努めるとともに新たな市民ボランティア団体の組織化を図ります。

スポンサー花壇制度・パートナー花壇制度　【新規】　★

スポンサー花壇制度

・企業から協賛金を募り、熊本市が管理する植樹帯等を「スポンサー花壇」として整備・運営し、上質な緑地空間の確保に努めます。
・企業をはじめ、市民や地域などが所有する花壇等を、「パートナー花壇」と位置づけ、緑化活動の促進を図ります。

★・・・緑化重点地区で主に取り組む事業

第5章　重点的取り組み　～ゾーニングと緑化重点地区～

〇本市の地勢の特徴等を踏まえ、市内に「中心市街地」、「市街地」、「田園共生」、「自然環境保全」の４つのゾーンを設け、それぞれの特色を活かした取り組みを推進します。
〇地域の「拠点」や、「骨格となる水と緑のネットワーク」を設定し、拠点を結ぶネットワークを形成します。
〇中心市街地と15の地域拠点、更には公共交通軸の「緑化重点地区」を中心に緑化推進を図ります。

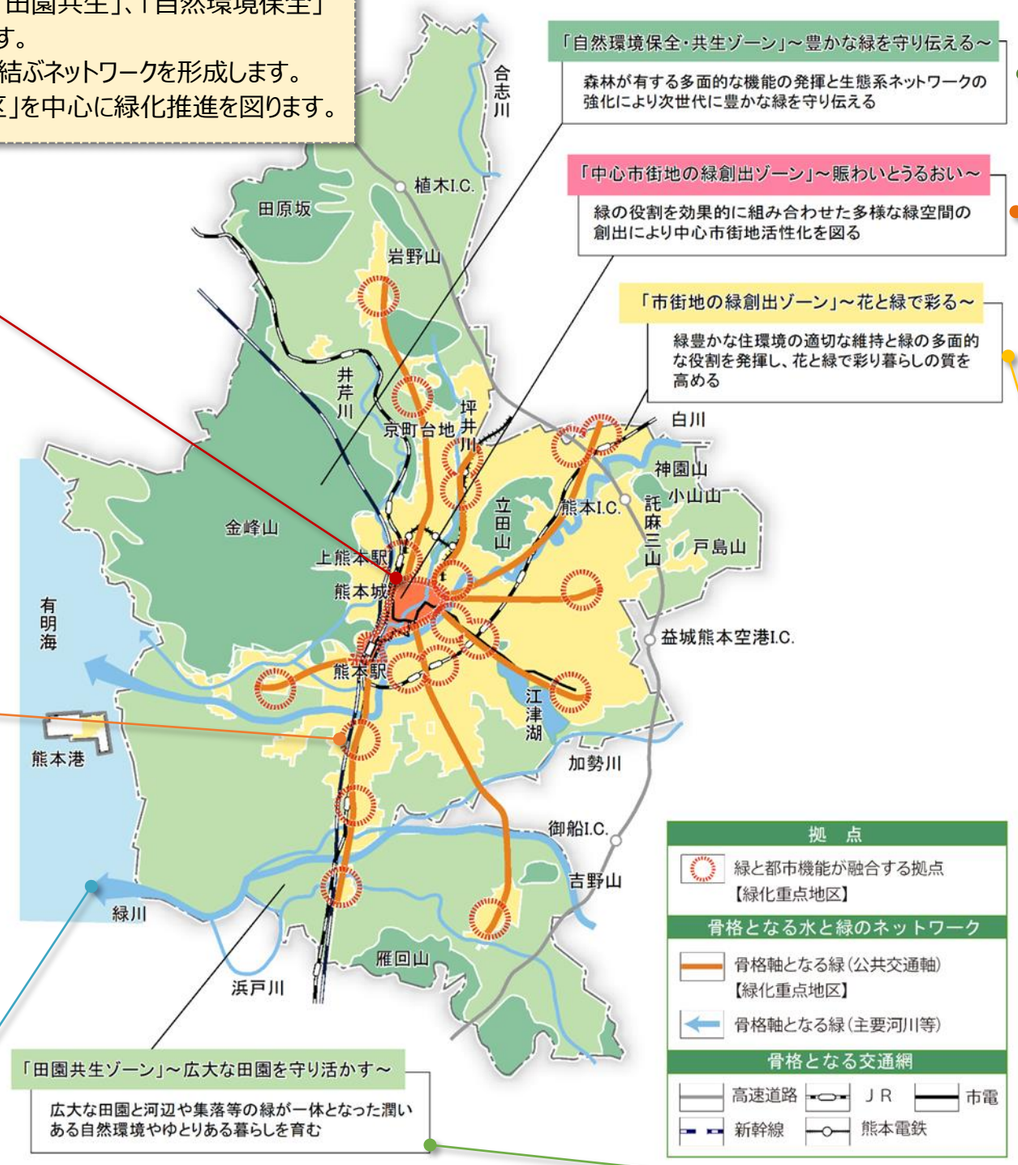

「自然環境保全・共生ゾーン」～豊かな緑を守り伝える～

森林が有する多面的な機能の発揮と生態系ネットワークの強化により次世代に豊かな緑を守り伝える

「中心市街地の緑創出ゾーン」～賑わいとうるおい～

緑の役割を効果的に組み合わせた多様な緑空間の創出により中心市街地活性化を図る

「市街地の緑創出ゾーン」～花と緑で彩る～

緑豊かな住環境の適切な維持と緑の多面的な役割を発揮し、花と緑で彩り暮らしの質を高める

「田園共生ゾーン」～広大な田園を守り活かす～

広大な田園と河辺や集落等の緑が一体となった潤いある自然環境やゆとりある暮らしを育む

拠　点
- 緑と都市機能が融合する拠点【緑化重点地区】

骨格となる水と緑のネットワーク
- 骨格軸となる緑（公共交通軸）【緑化重点地区】
- 骨格軸となる緑（主要河川等）

骨格となる交通網
- 高速道路　JR　市電
- 新幹線　熊本電鉄

緑と都市機能が融合する拠点【緑化重点地区】
中心市街地、地域拠点（15箇所）

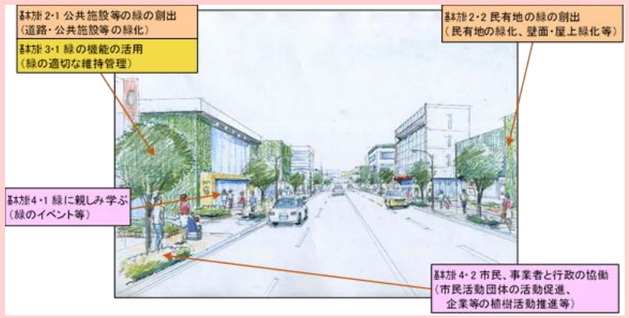

骨格軸となる緑（公共交通軸）【緑化重点地区】

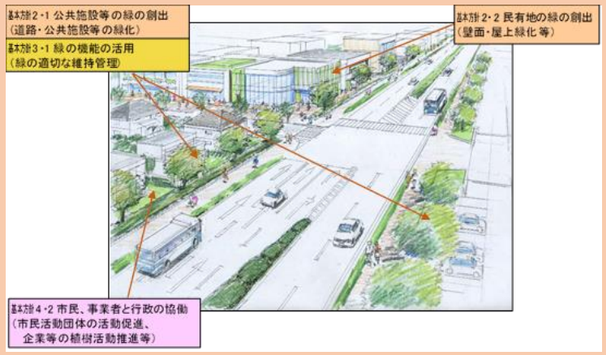

骨格軸となる緑（主要河川軸）

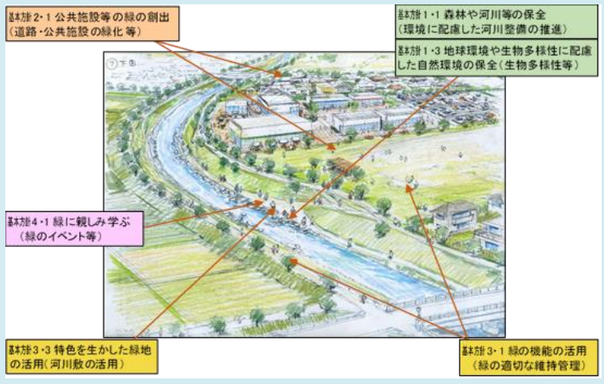

■緑化重点地区

1）中心市街地

中心市街地は、「熊本市中心市街地活性化計画」に掲げる区域です。魅力的な緑空間の創出により中心市街の活性化を図ります。

2）地域拠点（15箇所）

「熊本市都市マスタープラン」に掲げる15の地域拠点では、商業・医療等の日常生活の都市機能と緑が融合したインフラ整備、オープンスペースの確保、民有地の緑化等を推進し、身近な緑を感じ親しめる地域を創ります。

3）中心市街地と地域拠点を結ぶ公共交通軸

各地域拠点を結ぶ道路網では、連続する緑のネットワーク軸として結び、街路樹などの景観や環境に配慮し、適切に配置された花と緑の美しい空間を創ります。

「自然環境保全・共生ゾーン」～豊かな緑を守り伝える～

「中心市街地の緑創出ゾーン」～賑わいとうるおい～

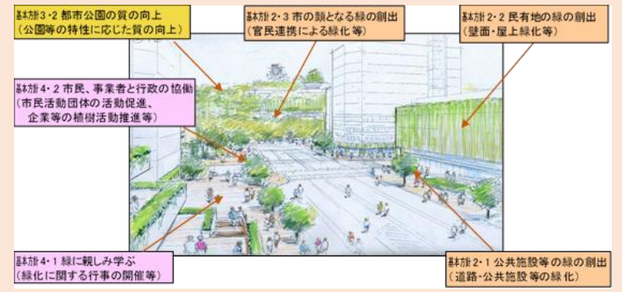

「市街地の緑創出ゾーン」～花と緑で彩る～

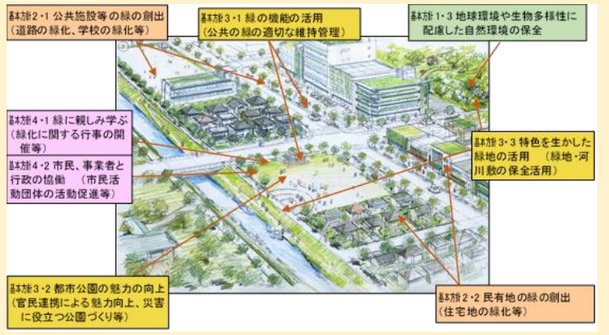

「田園共生ゾーン」～広大な田園を守り活かす～

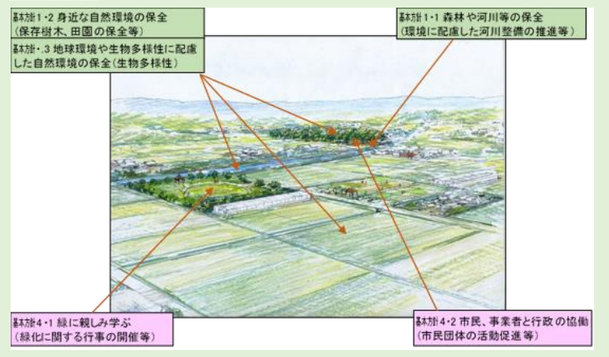

第6章　区ごとの緑化方針

中央区、東区、西区、南区、北区の５つの区ごとに、緑の特性・役割や課題、緑の目標と方針を定めました。

中央区　緑の目標と方針

風格のある熊本城、市街地の貴重な緑である立田山、中心市街地の新たな緑、白川や坪井川等の水辺にある緑などを活かしながら、賑わいと活力にあふれ品格のある「森の都」の実現に向けた緑のまちづくりを推進します。

中央区の
緑化方針図

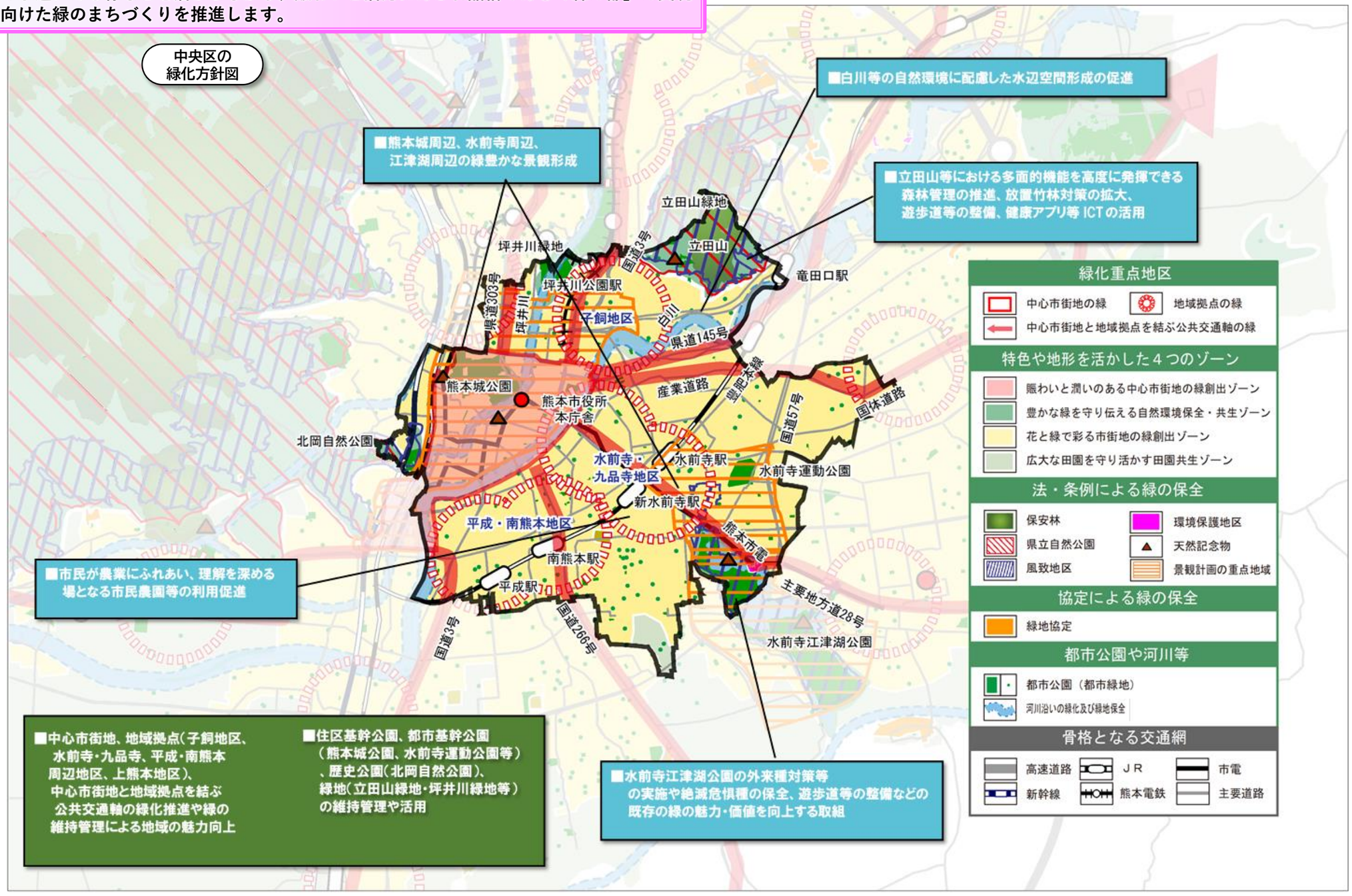

東区　緑の目標と方針

豊富な湧水に満ちた江津湖の緑、託麻三山の緑、白川や加勢川等の水辺の緑などを活かしながら、自然が豊かで笑顔あふれる「森の都」の実現に向けた緑のまちづくりを推進します。

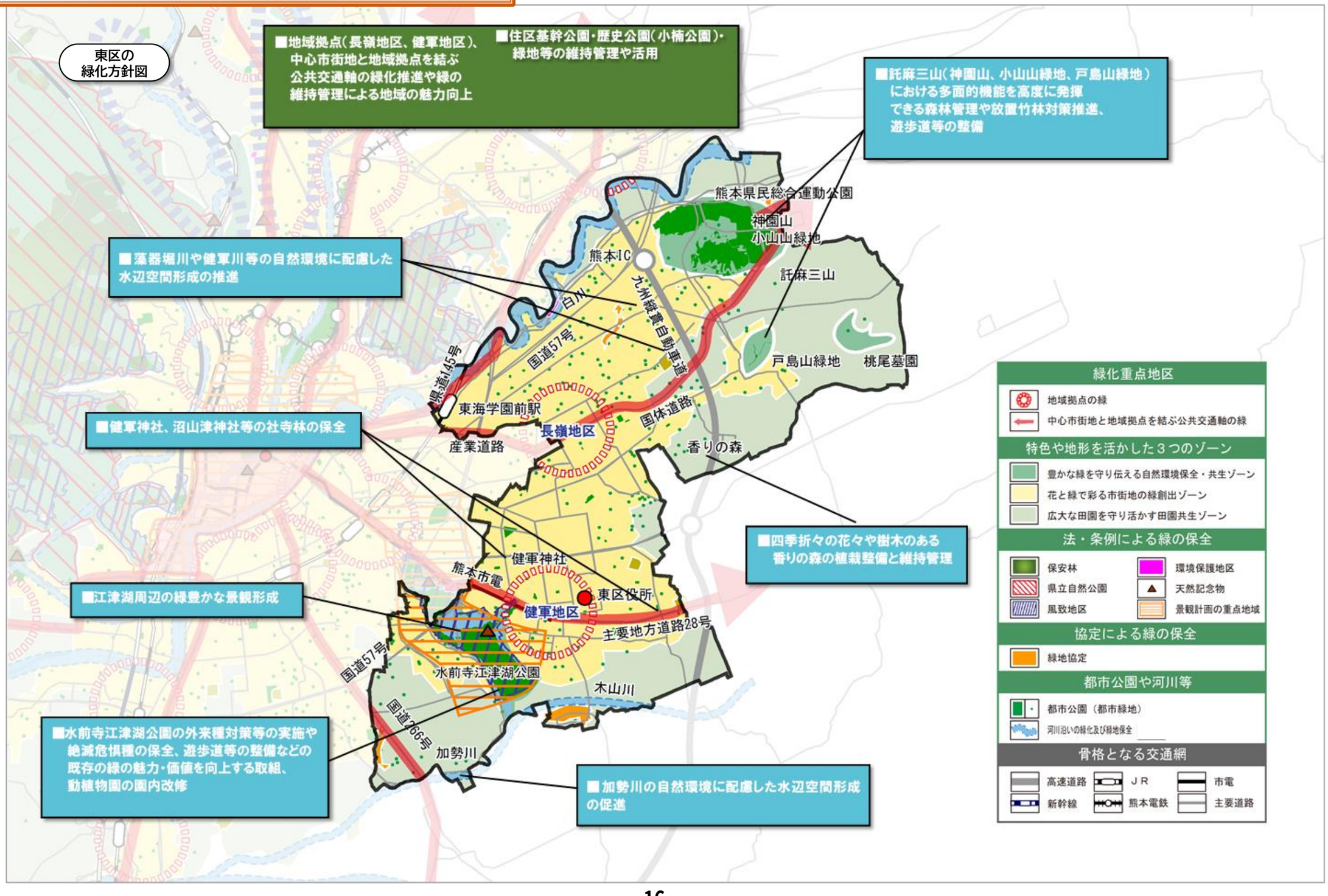

西区　緑の目標と方針

本市の代表的な山である金峰山の緑、玄関口である熊本駅やその背後にある花岡山・万日山の緑、白川や井芹川等の水辺の緑などを活かしながら、豊富な緑が連なり華のある「森の都」の実現に向けた緑のまちづくりを推進します。

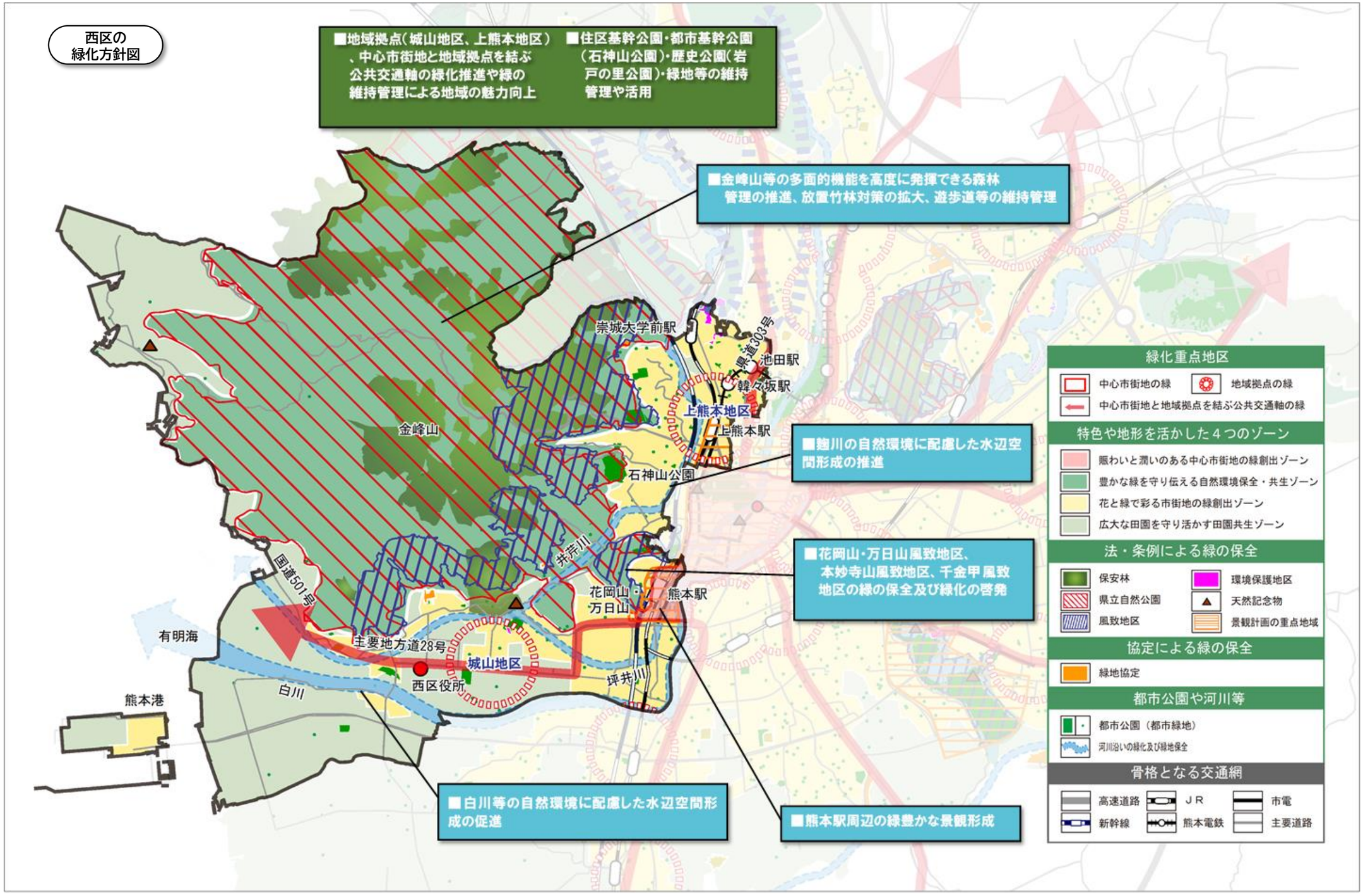

南区　緑の目標と方針

広大な田園や雁回山の緑、緑川・加勢川・浜戸川等水辺にある緑などを活かしながら、自然が豊かでいきいきとした暮らしのある「森の都」の実現に向けた緑のまちづくりを推進します。

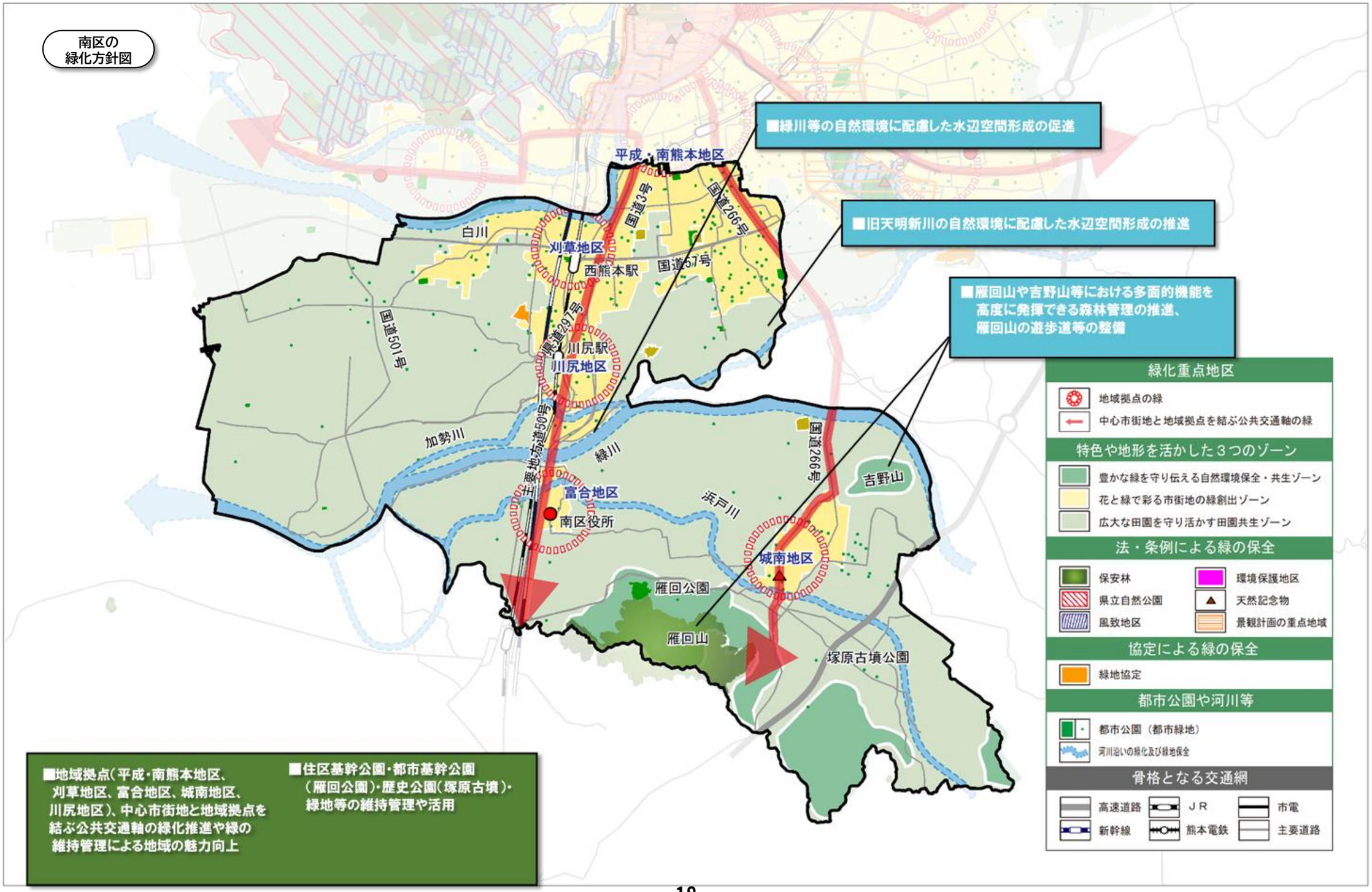

北区　緑の目標と方針

本市の代表的な金峰山や市街地の貴重な立田山、京町台地や北部台地の斜面林の緑、白川・井芹川・坪井川等の水辺にある緑、八景水谷等の水源などを活かしながら、ずっと住み続けたい「森の都」の実現に向けた緑のまちづくりを推進します。

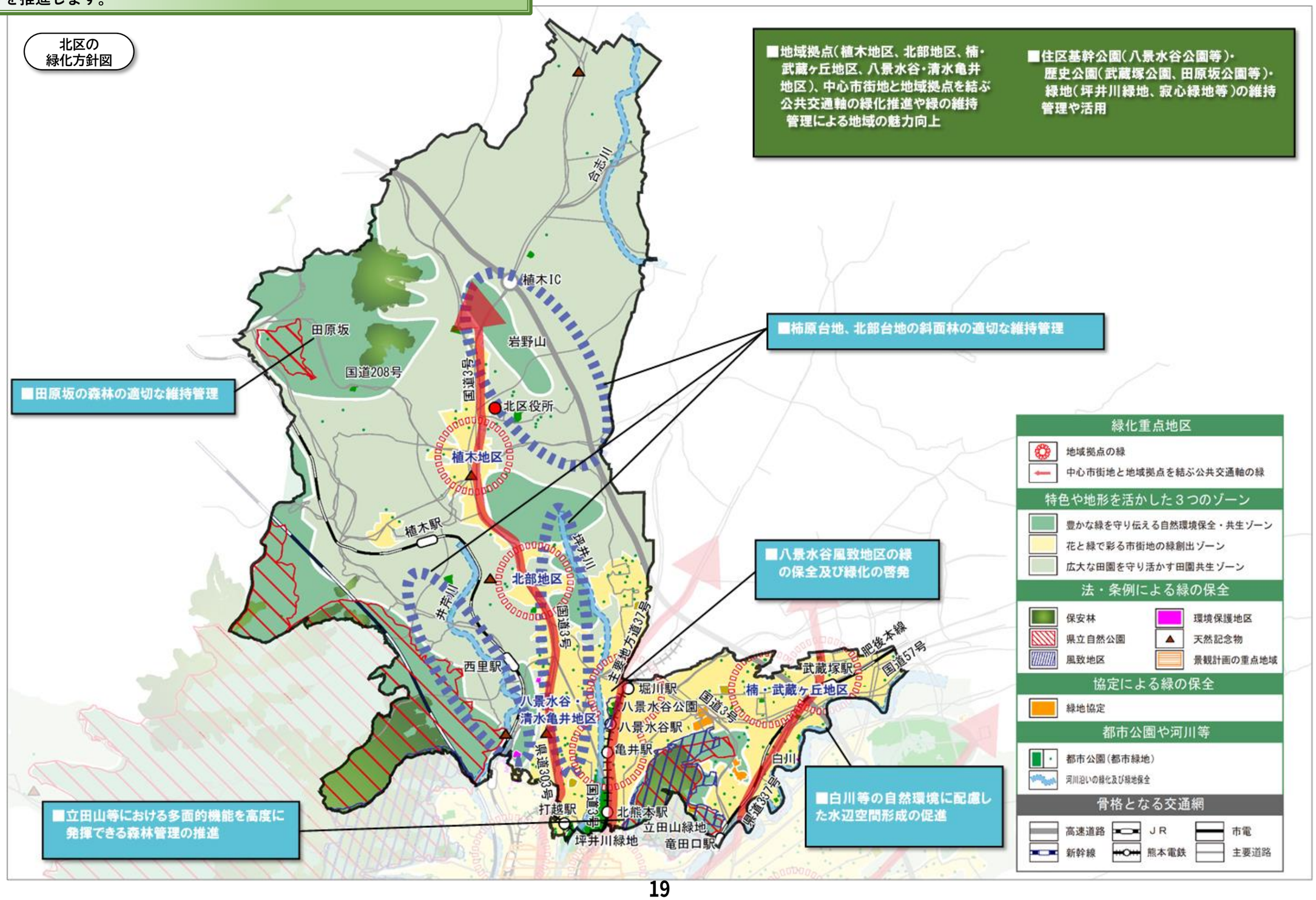

第7章　進行管理

本計画を確実に実施するためには、計画の進捗状況を評価して、必要に応じて計画を見直すことが必要です。そこで、ＰＤＣＡサイクルの考え方を用いて、以下の図に示す手順で計画の進行管理を年1回行います。
特に進捗状況の把握・評価（CHECK）の手法としては、庁内関係課による会議体（庁内連絡会議）を構成するとともに、新たな組織（仮称「緑の基本計画推進委員会」）を設置して、外部からの評価を行います。

〇本計画のPDCAサイクル

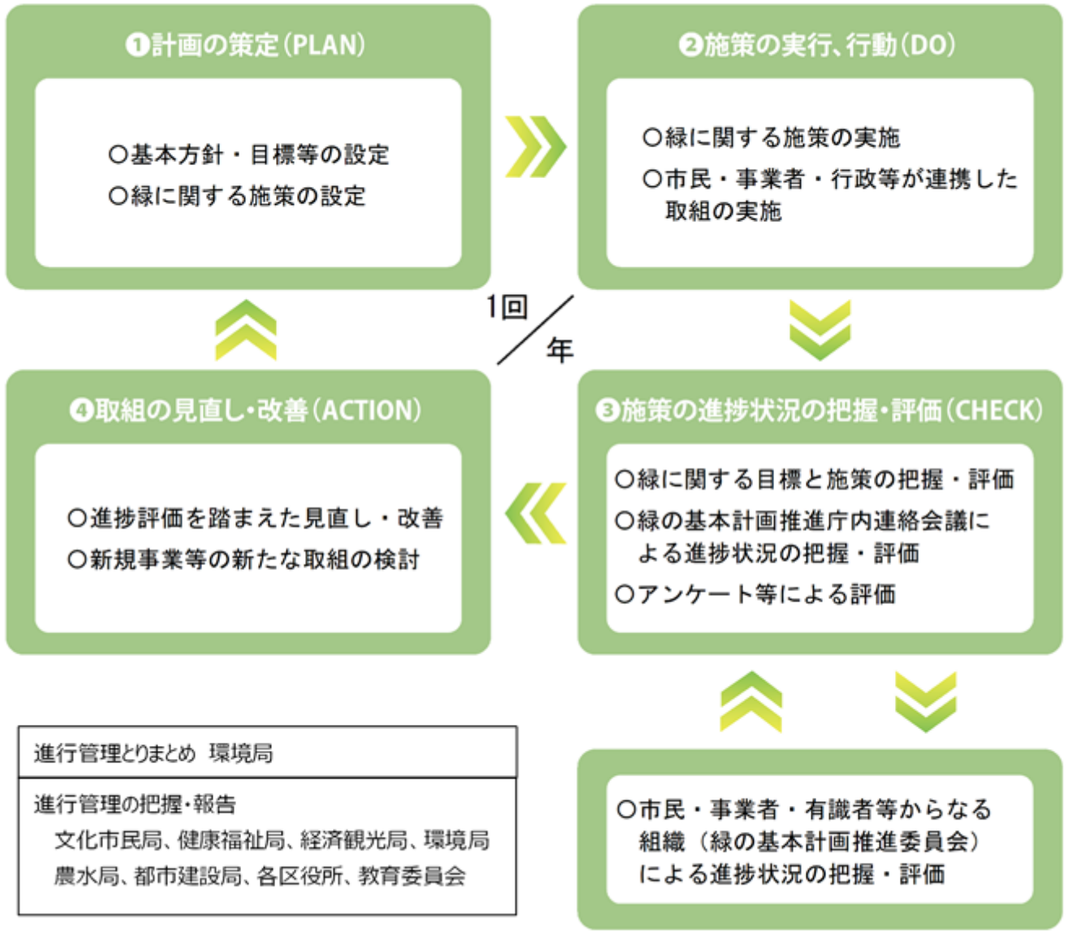

進行管理とりまとめ　環境局
進行管理の把握・報告 文化市民局、健康福祉局、経済観光局、環境局 農水局、都市建設局、各区役所、教育委員会

新型コロナウイルスの検査機器について

環境総合センター

8月専決予算で購入を予定していました全自動遺伝子検査システムについて、年度内納入の目途が立たないため契約を解除し、新たな検査機器を購入することとしましたので報告いたします。

【当初購入予定機器】
商品名　：パンサーシステム（全自動遺伝子検査システム）
当初納期：令和2年(2020年)10月31日
納入できない理由：製造国であるアメリカで新型コロナの流行が拡大し、部品の調達等が困難となったため。
経緯：

8月５日	専決処分
8月５日	実施起案決裁　同日機器購入予約
10月14日	契約代理店より連絡「期限内での納入が困難である」
10月30日	契約書第9条の規定に基づき納期延長に関する協議書の提出
11月17日	契約代理店より年度内の納入が確約できないとの連絡。同日契約解除。

【購入予定機器】
商品名：ルミパルス G600Ⅱ（製造元：富士レビオ株式会社）
納期　：令和3年(2021年)2月28日

	ルミパルス G600Ⅱ	パンサーシステム
製造国	日本	アメリカ
検査方法	抗原定量法 （遺伝子増幅法に比べやや感度が低い）※	遺伝子増幅法（TMA 法） （感度が高い）
契約金額（税抜）	5,050 千円	16,650 千円
試薬代金 （1検体当たり・税抜）	約 6，000円	約 7，000円
購入後の検査可能数 （従来のﾘｱﾙﾀｲﾑPCR 実施分も含む）	300 検体/日	290 検体/日

※RNA の量が少ないと感度不足で判定不能となる。この場合、ﾘｱﾙﾀｲﾑ PCR で再測定を実施することで精度を確保する。

土壌汚染対策法に基づく届出漏れに対する対応について

環境局水保全課

他県において、土壌汚染対策法第４条第１項に基づく届出（一定規模以上の土地の形質の変更の届出）を行わないまま公共工事に着工した事例が確認されたことから、本市においても、現在届出状況について関係課が調査中である。

法を所管し、届出を受け付ける当課においては、届出漏れの事案に対し、次のとおり対応する。

	対応方針
① 工事完了案件 （事業全体で工事が完了している）	・法を所管する環境省の見解では、届出時期（工事着工の 30 日前）が法令を満たさないため、正式な「届出の受付」はできないとのこと。 ・しかし、未届出事案で、汚染のおそれのある土地（過去に有害物質などを使用した履歴のある土地）については、汚染の状況を把握（調査）する必要がある。 ・そこで、本市においては、未届出事案の形質変更内容（範囲等）がわかる書類を提出させ審査を行う。 ・審査の結果、汚染のおそれがある土地については、土壌汚染の状況を調査するよう指導する。
② 一部着手案件 （工事に着手しているが、未着手範囲がある）	・着手済みの範囲については、①と同様に対応する。 ・未着手範囲については、届出を受け付け、審査を行い、汚染のおそれがある土地については法に基づく調査命令を発出する。
③ 工事着手前案件 （事業全体で工事着手していない）	・着手 30 日前の届出を指導する。 ・汚染のおそれがある土地については、法に基づく調査命令を発出する。